

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 所得税の基礎控除等の特例

令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、政府原案の金額に次の金額を加算した額とする等の特例を創設すること。

一 令和7年分及び令和8年分 次の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- 1 合計所得金額が132万円以下である場合 37万円
- 2 合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合 30万円
- 3 合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合 10万円
- 4 合計所得金額が489万円を超える場合 5万円

二 令和9年分以後の各年分 37万円

（租税特別措置法第41条の16の2関係）

第二 所得税の抜本的な改革に係る措置等

一 所得税の抜本的な改革に係る措置

- 1 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 2 1の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

（附則第81条関係）

二 所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置

政府は、令和7年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、一の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（附則第82条関係）

第三 その他

第一は令和7年12月1日から、第二は同年4月1日からそれぞれ施行することとし、その他所要の措置を講ずること。

（附則関係）